農地売買等支援事業実施要綱（平成12年４月１日付け12構改Ｂ第320号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
第１　趣旨 　我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。 　このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第７条第１号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の有する農用地等の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買い入れて、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対して農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第２条第３項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業、農地法第41条第４項の規定により所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確知することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権を取得する事業、機構法第18条第８項の規定により共有者不明農用地等（数人の共有に係る土地であって、その二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないものをいう。以下同じ。）の賃借権を取得する事業等を総合的に推進する農地売買等支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとする。	第１　趣旨 　我が国農業の持続的な発展を図るためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、食料自給率の向上及び生産振興に資するよう、これらの農業経営を営む者に対する農地の利用の集積を図ることが喫緊の課題となっている。 　このため、農地売買等事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第７条第１号に規定する農地売買等事業をいう。以下同じ。）の有する農用地等の再配分機能を活用し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を一層推進することを目的として、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「機構法」という。）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）が規模縮小農家等から農用地等を買い入れて、認定農業者等へ売り渡し又は貸し付ける事業、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第２条第３項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）に対して農用地等の現物出資を行う事業、農地売買等事業又は農地中間管理事業（機構法第２条第３項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。）により権利を取得した農地の条件整備（簡易な整備等）を行う事業、農地法第41条第４項の規定により所有者不明農地（遊休農地又は遊休農地となるおそれがある農地であって所有者等を確知することができない農地をいう。以下同じ。）の利用権を取得する事業、基盤強化法第20条の規定により共有者不明農用地等（数人の共有に係る土地であって、その二分の一以上の共有持分を有する者を確知することができないものをいう。以下同じ。）の賃借権を取得する事業等を総合的に推進する農地売買等支援事業（以下「本事業」という。）を実施することとする。
第２　〔略〕	第２　〔略〕
第３　本事業の実施地域 　本事業の実施地域は、次の１及び２のとおりとする。 １　第４の１及び２の事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める地域とする。 ２　〔略〕	第３　本事業の実施地域 　本事業の実施地域は、次の１及び２のとおりとする。 １　第４の１及び２の本事業を実施する地域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第８条第２項第１号に規定する農用地区域その他農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める地域とする。 ２　〔略〕

第４　本事業の内容 １　担い手支援タイプの事業 農地中間管理機構等は、認定農業者（基盤強化法第 12 条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。）、特定農業団体（基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業団体をいう。）、認定就農者（基盤強化法第 14 条の４第１項の認定を受けた者をいう。）、基本構想水準到達農業者（基盤強化法第６条第１項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。）又は中心経営体（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年６月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）の１に規定する中心経営体をいう。以下同じ。）に対して農用地等（基盤強化法第４条第１項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）の集積を図るために次に掲げる事業を行うものとする。 ただし、中心経営体については、令和５年度及び令和６年度において、事業を実施する農用地等をその範囲に含む地域計画（基盤強化法第 19 条第１項に規定する地域計画をいう。）が策定されるまでの間に限り対象とすることができるものとする。	第４　本事業の内容 １　担い手支援タイプの事業 農地中間管理機構等は、認定農業者（基盤強化法第 12 条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、特定農業法人（基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）、特定農業団体（基盤強化法第 23 条第４項に規定する特定農業団体をいう。以下同じ。）、認定就農者（基盤強化法第 14 条の４第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）、基本構想水準到達農業者（基盤強化法第６条第１項の規定に基づき市町村が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に示す効率的かつ安定的な農業経営の指標を達成していると認められた者をいう。以下同じ。）又は中心経営体（人・農地プラン（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年５月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知）第２の人・農地プラン）に位置づけられた今後の地域の中心となる経営体をいう。）に対して農用地等（基盤強化法第４条第１項に規定する農用地等をいう。以下同じ。）の集積を図るために次に掲げる事業を行うものとする。
(1)～(5)　〔略〕 ２　〔略〕 ３　所有者不明農地借入事業 農地中間管理機構は、次に掲げるいずれかの事業を行うものとする。 ①　農地法第 41 条第４項の規定により所有者不明農地の利用権を取得する事業 ②　機構法第 22 条の３の規定により公示された共有者不明農用地等について、同法第 18 条第８項の規定により、賃借権を取得する事業 ４　〔略〕	(1)～(5)　〔略〕 ２　〔略〕 ３　所有者不明農地借入事業 農地中間管理機構は、次に掲げるいずれかの事業を行うものとする。 ①　農地法第 41 条第４項の規定により所有者不明農地の利用権を取得する事業 ②　基盤強化法第 21 条の３の規定により公示された共有者不明農用地等について、同法第 20 条の規定により、賃借権を取得する事業 ４　〔略〕
第５～第７〔略〕	第５～第７　〔略〕
第８　本事業の実施に要する資金の調達及び貸付け 支援法人は、農地中間管理機構等に対し、本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ、農地の条件整備、農地法第 41 条第４項に基づく所有者不明農地の利用権の取得、機構法第 18 条第８項に基づく共有者不明農用地等の賃借権の取得等に要する資金を、経営局長が別に定めるところにより調達し、	第８　本事業の実施に要する資金の調達及び貸付け 支援法人は、農地中間管理機構等に対し、本事業の実施による農用地等若しくは農業用施設等の買入れ、農地の条件整備、農地法第 41 条第４項に基づく所有者不明農地の利用権の取得、基盤強化法第 20 条に基づく共有者不明農用地等の賃借権の取得等に要する資金を、経営局長が別に定めるところにより調達し、無

無利子で貸し付けるものとする。 第９　本事業の推進体制 １　〔略〕 ２　他の機関等との連携 (1)　農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、市町村、農業委員会、都道府県農業会議、農業協同組合、普及指導センター、道府県農業大学校、都道府県農業経営・就農支援センター（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターをいう。）、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等の関係機関との連携を密にし、これら機関の行う事業の導入が必要となる場合には、その効果が相乗的に発揮されるよう努めることとする。 (2)～(5)　〔略〕 ３　〔略〕 第10・第11　〔略〕 第12　実績報告 １　農地中間管理機構等又は支援法人は、毎年度、事業が完了したときは、経営局長が別に定めるところにより実績報告書を作成し、農地中間管理機構等にあっては都道府県知事に、支援法人にあっては交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、経営局長に報告するものとする。 ２　〔略〕 第13　〔略〕	利子で貸し付けるものとする。 第９　本事業の推進体制 １　〔略〕 ２　他の機関等との連携 (1)　農地中間管理機構等は、本事業の実施に当たっては、市町村、農業委員会、新規就農相談センター、都道府県農業会議、農業協同組合、普及指導センター、道府県農業大学校、都道府県青年農業者等育成センター、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関等の関係機関との連携を密にし、これら機関の行う事業の導入が必要となる場合には、その効果が相乗的に発揮されるよう努めることとする。 (2)～(5)　〔略〕 ３　〔略〕 第10・第11　〔略〕 第12　実績報告 １　農地中間管理機構等又は支援法人は、毎年度、事業が完了したときは、本事業の実績を、農地中間管理機構等にあっては都道府県知事に、支援法人にあっては交付要綱第14の規定による実績報告書に添付することにより、経営局長に報告するものとする。 ２　〔略〕 第13　〔略〕

附　則

１　この通知は、令和５年４月１日から施行する。

２　この通知による改正前の農地売買等支援事業実施要綱の規定に基づき実施した事業の取扱いについては、なお従前の例による。